



地主・経営者のための情報マガジン

企画発行●
ランドマーク税理士法人
あぐりタイムズ Vol.125
2015

AgriTimes

12

ランドマーク税理士法人は
税金と資産運用のプロとしてお客様満足度No.1を目指します!

メンタル安定のためのアプローチ練習
スコアアップの要

払いすぎた税金を清算する大切な手続

今年も始まる! 年末調整

第38時限

営業職に
大いに役立つ!

100切り!

ゴルフ予備校

ゴルフスクールでは教えてくれない100切りマニュアル



相続で 遺産分割が 長引いた場合の 問題点

払いすぎた税金を清算する大切な手続

今年も始まる！年末調整

町田駅前事務所の小室です！

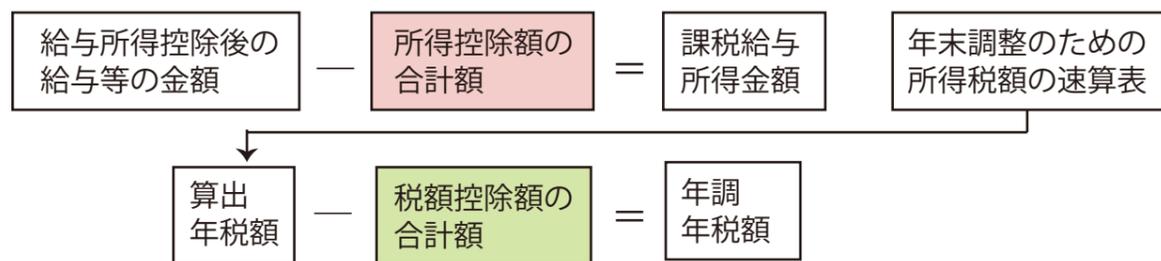


(1) 正当な税額に一致させる手続

年末調整とは、本年中に支払ってきた給与について源泉徴収した税額の合計額を、給与の支払いを受ける各人ごとに正当な年税額に一致させるための手続です。

給料や賃金、賞与などの給与所得については、1年間の給与の総額が確定する前に、あらかじめ給与の支払者が、所定の「源泉徴収税額表」によって1年分の所得税額の一部ずつを徴収して納税する仕組みになっています。この源泉徴収してきた税額はあくまでも概算にすぎないものであるため、本来の正当な年税額とは一致しないのが普通です。

というのも、この概算額には給与の変動や、扶養親族などの異動、各種の「所得控除」、「税額控除」が反映されていないためです。



(2) 年末調整の対象となる人

年末調整は、本年最後の給与の支払をする時において「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している人のうち、本年中の給与の総額が2,000万円以下である人について行います。

(3) 年末調整で控除できるもの

年末調整の際に、給与所得の金額から控除できる控除項目は11種類、税額から控除できる控除項目は1種類あります。

所得金額から控除するもの		所得税額から控除するもの
①社会保険料控除	⑥寡婦(寡夫)控除	(特定増改築等) ※住宅借入金等特別控除
②小規模企業共済等掛金控除	⑦勤労学生控除	
③生命保険料控除	⑧配偶者控除	
④地震保険料控除	⑨配偶者特別控除	
⑤障害者控除	⑩扶養控除	
	⑪基礎控除	

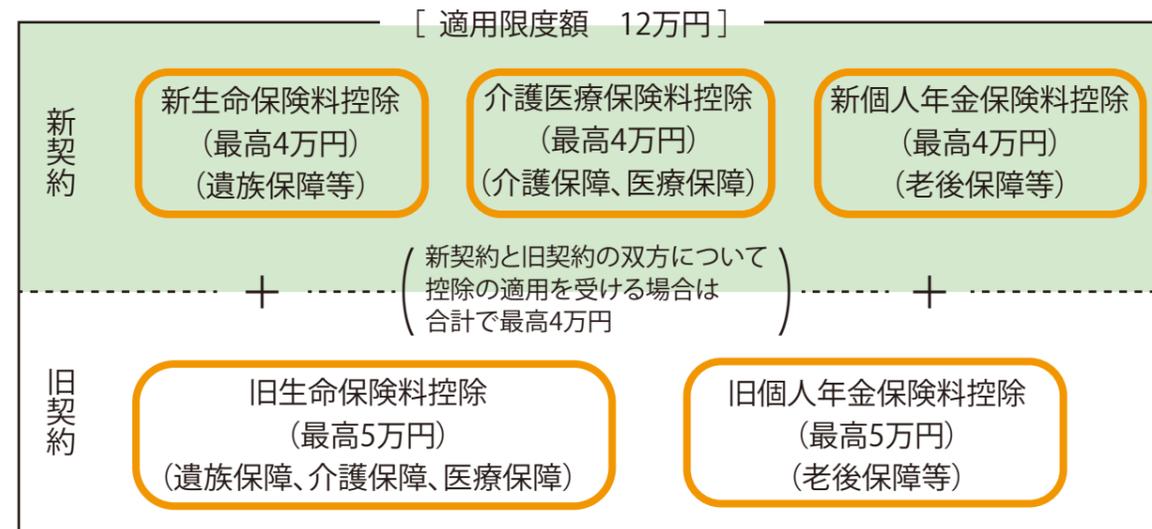
※住宅借入金特別控除は、初年度分については確定申告が必要になります。

なお、表に挙げられていない控除項目も、確定申告書を提出することによってその控除を受けることができます。以下、主なものを簡単に解説していきます。

① 生命保険料控除

生命保険料控除の対象となる生命保険契約等及び個人年金保険契約等についての保険料や掛金は、一定の条件を満たしたものであれば、次によって計算した金額が控除されます。

なお、平成22年度改正により、平成24年1月1日以後に締結したものと平成23年12月31日以前に締結したものとでは、以下のように取り扱いが異なるのでご注意ください。



<新契約(平成24年1月1日以後に締結)に基づく場合の控除額>

支払った保険料等の金額	生命保険料控除額
20,000円以下	支払った保険料等の全額
20,001円~40,000円	支払った保険料等の合計額 × 1/2 + 10,000円
40,001円~80,000円	支払った保険料等の合計額 × 1/4 + 20,000円
80,001円~	一律に40,000円

<旧契約(平成23年12月31日以前に締結)に基づく場合の控除額>

支払った保険料等の金額	生命保険料控除額
25,000円以下	支払った保険料等の全額
25,001円~50,000円	支払った保険料等の合計額 × 1/2 + 12,500円
50,001円~100,000円	支払った保険料等の合計額 × 1/4 + 25,000円
100,001円~	一律に50,000円

② 地震保険料控除

本年中に給与の支払いを受けている人自身やその家族が所有しているもので、日常の居住用として使われている家屋や、家財を目的とする地震保険(共済)や火災保険(共済)に係わる保険料(掛金)を支払っている場合、次の金額を控除できます。

	支払った地震保険料等の区分	保険料等の金額	控除額	
①	地震保険料等に係わる契約のすべてが地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等に該当するものである場合	50,000 円以下	支払った保険料の全額	
		50,001 円～	一律に 50,000 円	
②	地震保険料等に係わる契約のすべてが旧長期損害保険契約等である場合	その年中に支払った旧長期損害保険料の金額の合計額	10,000 円以下	支払った保険料の全額
			10,001 円～20,000 円	支払った保険料の金額の合計額 × 1/2 + 50,000 円
			20,001 円～	一律に 15,000 円
③	①と②がある場合	50,000 円以下	その合計額の全額	
		50,001 円～	一律に 50,000 円	

③ 扶養控除

控除対象となる扶養親族は、その年の12月31日の現況で、次の要件のすべてに当てはまる人です。控除額は、年齢、障害の程度、同居しているか、によって異なります。

- 配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)
- 年齢が16歳以上である
- 納税者と生計を一にしている
- 年間の合計所得金額が38万円以下
- 事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていない

(4) 復興特別所得税を源泉徴収することとされました

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)が公布されました。

これにより、所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。

$$\text{年調所得税額} \times 102.1\% = \text{年調年税額}$$

年末調整は、確定申告の前哨戦！ここで済ませられるものをしっかり処理しておけば、年明けの集計がぐんと楽になります。必要書類の収集はお早めに！



メディア掲載情報

<http://zeirisi.co.jp>

～多数メディアに掲載されました～

朝日新聞 相続・資産形成セミナー 2015 autumn

9月30日に開催され、弊社代表 清田が講演を行いました。おかげさまで満席となり、会場に設置された弊社ブースにも多くの方にお越しいただきました。ありがとうございました！



【日本経済新聞】
2015年9月25日発行

【朝日新聞】
2015年9月20日発行

【日本経済新聞】
2015年9月24日発行

【全国農業新聞】
2015年9月18日発行

ランズマーク便利



11月 無料個別相談会・セミナーのご案内

不動産管理法人活用セミナー

[講義] 15:00 ~ 16:00 ※

11月10日(火)	東京丸の内会場	TEL 03-6269-9996 (新井)
11月17日(火)	池袋会場	TEL 03-5904-8730 (松浦)
11月17日(火)	町田会場	TEL 042-720-4300 (森高)

いずれのセミナーも20名様限定です！ご予約はお早目にどうぞ
※初回の方に限り、講義後個別無料相談をご利用いただけます

開催中！

相続無料個別相談会 みなとみらい会場 TEL 045-263-9730 (平池)

こちらからもお申込み受付中！⇒ <http://zeirisi.co.jp/seminar/index.html>

相続で遺産分割が長引いた場合の問題点



横浜緑事務所
監査4課の西内です



父が亡くなったため相続税の申告をしなければなりません。
現在、遺産分割協議を進めている最中ですが、兄弟間でもめてしまい、遺産の分割が決定するまで時間がかかりそうです。
この場合、相続税の申告をするにあたって何か問題はあるのでしょうか。



法律上いつまでに遺産分割を行わなければならない、という決まりはありませんが、相続税の申告期限（相続開始の翌日から10ヶ月以内）までに分割が確定しない場合は、（1）配偶者の税額軽減の特例（2）小規模宅地等の評価減の特例（3）農地の納税猶予の特例が受けられない、（4）相続税の物納ができない、といったデメリットがあります。
また、遺産分割が確定していない場合でも、相続税の申告は期限内に済ませなければなりません。

1. 分割が確定しない場合のデメリット

相続税の申告期限内に遺産分割が決まらなかった場合、不利になる点は以下のとおりです。

（1）配偶者の税額軽減の特例が受けられない。

配偶者の税額軽減の特例とは、被相続人の配偶者が相続した財産については、法定相続分（または1億6,000万円のどちらか多い金額）以下である場合には配偶者に相続税がかからないという制度です。

（2）小規模宅地等の評価減の特例が受けられない。

小規模宅地等の評価減の特例とは、遺産のうち居住用や事業用に供されていた宅地等は以下の面積までその土地の相続税評価額を減額できる制度です。

相続開始の直前における宅地等の利用区分		要件	限度面積	減額される割合
被相続人等が事業の用に供されていた宅地等に	貸付事業以外の事業用の宅地等	① 特定事業用宅地等に該当する宅地等	400㎡	80%
	貸付事業用の宅地等	② 特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等	400㎡	80%
		③ 貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%
	④ 貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%	
	被相続人等の貸付事業用の宅地等	⑤ 貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%
被相続人等の居住の用に供されていた宅地等		⑥ 特定居住用宅地等に該当する宅地等	330㎡	80%

（注）特例の適用を選択する宅地等が次のいずれに該当するかに応じて、限度面積を判定します。

- I 特定事業用宅地等（①又は②）を選択する場合又は特定居住用宅地等（⑥）を選択する場合
①+② ≤ 400㎡ であること。また、⑥ ≤ 330㎡ であること。
- II 貸付事業用宅地等（③、④又は⑤）及びそれ以外の宅地等（①、②又は⑥）を選択する場合
①+② × 200/400 + ⑥ × 200/300 + (③+④+⑤) ≤ 200㎡ であること。

（3）農地の納税猶予の特例の適用が受けられない。

農地の納税猶予の特例とは、農業を営んでいた被相続人から、農業の用に供されていた農地等を相続等により取得した農業相続人が、その農地等において引き続き農業を営む場合に、一定の要件の下に相続税額の納税を猶予するという制度です。

（4）相続税の物納ができない。

相続税では、税金を金銭で納付することが困難で、一定の相続財産（有価証券や不動産等）を金銭にかえて納める「物納」が認められています。

ただし、次の場合は（1）と（2）の適用を遡って受けることができます。

- i) 「申告期限後3年以内の分割見込書」を提出しており、相続税の申告期限から3年以内に分割が決定し、その4ヶ月以内に更正の請求を行った場合
- ii) 「申告期限後3年以内の分割見込書」を提出しており、相続税の申告期限後3年を経過する日において分割できないやむを得ない事情があり、相続税の申告期限後3年を経過する日の翌日から2ヶ月を経過する日までに「遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書」を提出し、承認を受けている場合で、その事情がなくなった後4ヶ月以内に分割された場合

遺産が未分割の場合、上記のような制度の適用が受けられないため、相続税が割高となり、申告時に納付する税額が多額になってしまいますので、申告期限内に遺産分割を決めてしまうのが一番ですが、遅くとも申告期限後3年以内には遺産分割を決めるのが相続税上有利といえます。

2. 相続税の申告期限内に遺産の分割が決まらない場合の申告方法

相続税申告書の提出期限までに遺産の分割が決まらない場合は、民法で規定する相続分により、取得する財産と承継する債務の金額を計算し、申告をします。そして後日、分割協議が終わり次第、次のとおり申告することになります。

- ・分割の決定により、1回目の申告時より税金が多い場合
⇒「修正申告書」を提出し、追加の税額を納めます。
- ・分割の決定により、1回目の申告時より税金が少ない場合
⇒「更正の請求」をし、1回目に多く支払った税金を還付してもらいます。



相続税の申告期限までに遺産分割が決定していない場合、相続税法上様々なデメリットがあるだけでなく、精神的、経済的な負担も大きくなりますので、円滑な相続をするためにも遺言書を作成しておくといでしょう。

営業職
必見!

ゴルフスクールでは教えてくれない100切りマニュアル

営業職に大いに役立つ!

100切り! 第38時限 ゴルフ予備校



こんにちは100切りゴルフ予備校の大崎です。

ゴルフ初心者の方が思いっきり勘違いしていることがあります。
スコアアップにもっとも必要なことです。

それはラウンド中のメンタル(感情)の安定です。

いくら練習を重ねても、メンタル(感情)の安定というキーワードを無視しては、平均スコアのアップを図ることができません。

そして、メンタル(感情)の安定をはかるためには、いかに想定外のミスをしなないかが重要となります。

ゴルフスコアにおいてステップアップできない原因は、OBよりもグリーン周りでのミスが多いことです。

グリーン周りからのミスが引き金となり、そのホールの大たたきだけでなく、次ホール以降にも影響を及ぼし、結果として目標スコアを満たせなくなります。

グリーン周りでの往復ピンタやざっくりショットは、メンタル的に多大なダメージを受けやすいものです。

グリーン周りからのミスによるダメージを防ぐためには、**日頃から転がしアプローチ練習が必要不可欠です。**

転がしアプローチには、もちろんパターでのアプローチが含まれます。

100を切れない方でも、転がしアプローチなら、失敗率が低いはずですよ。

ゴルフ場などで、グリーンエッジから練習できる時は、必ず転がしの練習を取り入れましょう。



たとえ距離が短くても、難しいアプローチは多々あるものです。そして、難しいと思われる時の転がしアプローチのメンタルの持ち方としては、『あわよくば1パット圏内へ寄せる』くらいの軽い気持ちです。

グリーンにさえ乗せることができれば成功です。

グリーン上や、グリーン周りの芝を転がしてOKまで寄せるのは、ピッチショットでのアプローチに比べて、技術的にも難しく、また実戦経験も必要となります。しかし、アプローチ後2パットでしのぐことは、かなり簡単になるはずですよ。

まず、**100%失敗しない為の転がしアプローチを念頭に置き、その上で必要ならばチップショットを検討します。**

絶対に失敗しないための転がしを使用せずにチップショットを使用する以上、失敗は織り込み済みになることでしょう。

失敗を織り込み済みにできれば、メンタルの不安には陥らないで済みます。

実際には失敗しても良いので、OKまでチップショットで攻めるというシーンは多くはないはずですよ。

この考え方を1歩前進できると、2打目のショットでどこを狙えば転がしアプローチが簡単になるのかを、またチップショットでの失敗率の低い場所がどこになるのかを考えることにより、安定した100切りが可能になることでしょう。



スコアアップ 貴方なら絶対出来ます。

100%失敗しない、自信が成功を生みます。

転がしアプローチで、絶対の自信をつけましょう。

町田モダンゴルフリアルレッスン

講師:大崎 聡(おおさき あきら)

ご相談お申込みは 090-3105-7246

サイトではお役立ちレッスンをご紹介します。

⇒ ameblo.jp/hoshitakato/



100切りゴルフ予備校

合理的な練習方法こそが、ダントツのスコアのコツです。
ゴルフのお悩み、私が解決します!